

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
8月31日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

保安林の指定(森林整備課)……………三

公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………四

平成二十二年砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課)……………四



山口県告示第三百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年八月三十一日から同年九月二十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 間隔	一日当た りの使用 時間 間隔
二七一又	平成二二、 一〇、一	平成二二、 一〇、三二	平成二二、 一、一	連 続	二 四時間 変動なし

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設をいう。

種 類	設 成 工 場 排 水 処 理 施 設				項 目	汚 水		等 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	中 和 槽	中 和 槽	中 和 槽	中 和 槽		通 常	最 大	通 常	最 大	
	九	一〇	八	四	水素イオン濃度 (水素指数)	〇・七	二・九	〇・七	五・三	
					化学的酸素要求量 (mg/l)			七		
					浮遊物質 (mg/l)			二	二五	
					窒素 (mg/l)		五〇		一	
					燐 (mg/l)		七六		一	
					臭気 (mg/l)		三六		〇・一	
					ふっ素 (mg/l)		六九		〇・一	
							一四	一五	二五	
							六	一八	一七六	八
							七	三八七	一	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
沈 殿 池	素 掘 り								
"	"	一九二〇〇							
凝 集 沈 殿 槽	"		凝 集 沈 殿						
"	"		"						
中 和 槽	"	一四、四〇〇							
中 和 槽	"		中 和						
設 成 工 場 排 水 処 理 施 設	コ ン ク リ ー ト 製	二、八八〇	中 和 連 続		二 四 時 間	変 動 な し			
							(既)		(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
二七一又	四・三	一	三
	二	四〇	五〇
	一	〇・一	〇・一
	一	〇・一	〇・一
	三	三	三七

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

沈殿池	"		凝集沈殿槽	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	八	八・四	八	八・四
"	二・九	二・九	二・九	二・九
"	"	"	"	"
"	三	三	三	三
"	一八	一六	一八	一六
一、〇〇〇	六〇〇〇	二四	二、〇〇〇	二四
"	"	"	"	"
"	八〇	七六	八〇	七六
"	"	"	"	〇・四
"	五〇	〇・九	五〇	〇・九
"	"	"	"	"
"	一、八四一	四、二九四・八	四、六六四	五、三九七・八
"	一〇、一七一	一〇、八九一	二、〇五一	一〇、八九一
"	"	"	"	二、〇五一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通 常	通 常	通 常
八・九	"	八・三	最 大	最 大	最 大
七	"	六	通 常	通 常	通 常
二〇	"	一〇	最 大	最 大	最 大
一六	"	一五	通 常	通 常	通 常
二四	"	二〇	最 大	最 大	最 大
四六	四	二	通 常	通 常	通 常
七〇	八	四	最 大	最 大	最 大
〇・四	"	〇・二	通 常	通 常	通 常
〇・八	"	〇・二	最 大	最 大	最 大
一四	"	〇・五	通 常	通 常	通 常
一〇、五三三・六一	一〇、八四〇〇	五、八〇〇	通 常	通 常	最 大
一一、七九四・一	一三五、六〇〇	六、八〇〇	通 常	通 常	最 大

山口県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年八月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 保安林の所在場所
 - 下関市豊田町大字李路字七頭六六一の二、字奥菜畑六七〇、六七二の二、六七三、六七九の二、六七九の二、一六〇四、一六〇七、一六〇八の八
 - 長門市油谷伊上字郷々山四八四の一から四八四の三まで
- 二 指定の目的

三 水源のかん養 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐とする。
 - 下関市豊田町大字李路字字奥菜畑六七三・一六〇四・一六〇七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。()



(二八三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年十月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人被害者支援センター・ハートライン
 やまぐち
 代表者の氏名 下田 泰
 主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一五六〇番地の二

(二八四) 平成二十二年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十二年八月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十二年十一月十二日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号
 山口県庁共用第四会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成二十二年十月八日(金曜日)から同月二十九日(金曜日)まで(郵送の場合、十月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
 山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課（電話〇八三一九
三三―三二五五）にすること。

一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

平成二十二年八月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市